許可申請書・確認資料一覧表 [チェックリスト]

許可申請書・確認資料一覧表 [チェックリスト] 【譲渡及び譲受け / 合併 / 分割】					
(譲渡及び譲受け、合併、分割は、事前の申請が必要です。(譲渡等の日以降の申請は不可)> ※網掛けは、建設業法第13条に規定する閲覧対象					
下記に該当する場合は、 当該右欄の書類は省略可	省略	提出	様式番号	書類の名称	確認資料
			第22号の5	譲渡及び譲受け認可申請書	
					いずれか該当するものを提出
Arra I and the Nation		Н		分割認可申請書	
個人への譲渡	ш	Н		役員等の一覧表	
			別紙二	営業所一覧表	
		Ц	別紙三	営業所の写真提出用台紙 専任技術者一覧表	※ R3.4.1以降追加(県ホームページ参照)
			が	导位仅侧有一克衣	譲渡・合併・分割契約書の写し(新設分割の場合は、分割契約書)
					(合併の場合)合併比率説明書を追加
					(分割の場合)分割比率説明書を追加
個人間での譲渡					譲渡・合併・分割契約書に係る株主総会等の決議録
III / CITY C TO BOOK		Ä	第22号の6	誓約書(健康保険等に関する届出の誓	
		П	第2号	工事経歴書	
			第3号	直前3年の各事業年度における工事施	工金額
			第4号	使用人数(※予定人数を記載)	
			第6号	誓約書	
					登記されていないことの証明書(法務局発行)
					身分証明書 ※外国人:国籍の記載された住民票
様式第7号の2による申請 (常勤役員等を直接に補佐 する者がいる場合)(注1)			第7号	常勤役員等(経営業務の管理責任者)	証明書
			別紙	常勤役員等の略歴書	
					常勤性の確認資料(別紙2)
			Mr. T. D. o. o.	쓰바.(미, 日 ky T z)) (2+ 쓰바.(미, 日 ky z - +z)	経営管理経験の確認資料(別紙1)
様式第7号による申請 (常勤役員等を直接に補佐す る者がいない場合)(注1)	1			常勤役員等及び当該常勤役員等を直接	接に補佐する者の証明書 □
	1		別紙一	常勤役員等の略歴書	x ±
			別紙二	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴	宣言 常勤役員等の常勤性の確認資料(別紙2)
					常勤役員等の吊勤性の推認員科(別紙2)
					常勤役員を直接に補佐する者に係る確認書類(別紙1)
		Ä	第7号の3	健康保険等の加入状況(※承継日から	I .
			210.1.0	DEMONSTRATE OF THE CONTRACT OF THE PARTY OF	保険加入の確認資料(別紙2)
			第8号	専任技術者証明書(新規・変更)	
					常勤性の確認資料(別紙2)
指定学科卒業該当者なし(注2)					卒業証明書(卒業証書の場合は、写しを提出、原本持参)
			第9号	実務経験証明書	
実務経験該当者なし(注2)			>10 - 0	2 4 0 7 may 6 may 7 4	実務経験の確認資料(別紙1)
資格保有該当者なし(注2)					資格証等の提示+写しの提出 (際理技術者資格者証等の携帯義務のあるものは写しのみで可)
第15条第2号ロ該当者なし			第10号	指導監督的実務経験証明書	
					指導監督的実務経験の確認資料(別紙2)
令第3条該当者なし(経営業務管理責任 者たる支配人のみの場合も省略可)			第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用	人の一覧表
経営業務管理責任者は省略可			×11.	許可申請者の住所、生年月日等に関す	
令第3条該当者なし				建設業法施行令第3条に規定する使用	人の住所、生年月日等に関する調書
伊ノ東米ナズの中誌				株主(出資者)調書	
個人事業主での申請、 合併により新設された法人 及び新設分割により設立された法人(承継日から30日 以内に提出) 法人での申請	Н	Н		貸借対照表	
	н	Н		損益計算書・完成工事原価報告書	
	н	Н	第17号 第17号の2	株主資本等変動計算書	
	н	Н			」 負債の部200億円以上の株式会社のみ提出
	н	Н		貸借対照表(個人用)	
	н	Н		損益計算書(個人用)	
自己資本500万円以上(個人で決算未 到来を除く)、または			7,710.7	灰皿叶开目(四/7/11)	財産的基礎の確認資料(別紙2)
直前5年間許可を受けて継続営業 個人				定款	
四八 支配人登記をしていない個人事業主					L 圏事項全部証明書(支配人登記をした個人)
		Ä	第20号	営業の沿革	
		H		所属建設業者団体	
				主要取引金融機関名	
				法人·個人事業税納稅証明書 ※未納	のない証明書では不可
(注1)様式第7号又は様式第7号の	2のう	<u>-</u>	 ずわかでの	(決算未到来の事業者の場合:県税事系 ()申請が必要	勝所への法人等設立届(与))
(ユエバボルカーケスは豚八角・万の)	247)	シ、٧	7 A D/J- CO.	/ 11.时 // "心女	

⁽注2)指定学科卒業、実務経験、資格保有のうち、一以上に該当することが必要(指定学科卒業、一部の資格保有は、実務経験も必要)